

議第10号議案

コロナ禍における養育費の未払いなくし、生活困窮世帯への必要な
経済的支援の継続を求める意見書

コロナ禍における養育費の未払いなくし、生活困窮世帯への必要な経済的支援の
継続を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出
します。

令和3年6月15日

提出者 ふじみ野市議会議員

床 井 紀 範

賛成者 ふじみ野市議会議員

足 立 志津子

伊 藤 初 美

新 井 光 男

塚 越 洋 一

ふじみ野市議会

議 長 西 和 彦 様

コロナ禍における養育費の未払いなくし、生活困窮世帯への必要な
経済的支援の継続を求める意見書

令和3年3月、法務省は未成年時に親の離婚や別居を経験した成人1000人に行った意識調査の結果を公表しました。調査結果によれば、4割強が親の離婚や別居後に、生活が苦しくなったと感じており、ひとり親世帯の多くが貧困に陥っているとされる現実が子どもの意識からも明らかになりました。

離婚のときに協議離婚の場合は公正証書の作成、離婚調停・裁判の場合は養育費の取り決めに強制力を持たせることができます。子どもの福祉的観点から重要視されますが、実際には養育費の支払状況は低調の状態にあると言えます。

現在、日本の就業構造は全労働者の約4割近くが非正規雇用となっています。新型コロナの感染拡大により、雇用の調整弁として非正規雇用は、およそ100万人減少しています。さらに、所得減少などにより、生活困窮世帯が増加していると言えます。生活困窮世帯に対しては継続した経済的支援が求められます。

よって、政府においては、下記の事を実施するように強く求めます。

記

- 一 離婚時に養育費の取り決めの義務付け、養育費不払いの場合には、相手方の最低生計費原則を維持しつつ、強制執行に代わる新たな法整備を実施すること。
- 一 コロナ禍で生活が困窮する世帯に対し、必要な経済的支援を継続して実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
厚生労働大臣